

平成29年3月1日
九州地方整備局
大隅河川国道事務所

大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の 受入地を募集します。

国土交通省大隅河川国道事務所では、洪水を安全に流すために始良川の河道掘削工事を行います。

これまで工事に伴い発生する土砂は、関連工事や他の公共事業への活用を行ってきました。

今回、さらなる工事の円滑な実施、建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げなどを目的に埋立(盛土)を実施される事業を、建設発生土の受入地として募集します。

受入地募集に関する詳細は、別添資料をご参照ください。

【受入地募集期間】

平成29年3月1日(水)～平成29年3月31日(金)

【別添資料】

- ・大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入地募集概要
- ・建設発生土受入申請書
- ・大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書(参考資料)

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

工務第一課長 さかもと まさみ 坂本 正己 (内線311)

電話0994-65-2990 FAX0994-65-9630

大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入地募集概要

1. 応募の趣旨

国土交通省大隅河川国道事務所では、洪水を安全に流すために始良川の河道掘削工事を行います。

これまで工事に伴い発生する土砂は、関連工事や他の公共事業への活用を行っていますが、工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を行いたいと考えており、今回、窪地の埋立や低地の嵩上げなどを目的に埋立（盛土）を実施される事業を、建設発生土の受入地として募集することとしました。

2. 応募要件

(1) 応募できる方

埋立等の土地造成等を予定している土地を所有或いは賃借されている方。（ただし、賃借の場合は、所有者の同意が必要です）

(2) 土地の要件

- ①土砂発生現場（鹿屋市吾平町月見橋付近）から土砂運搬距離が15km未満に存在すること。
- ②埋立（盛土）土量が5,000立方メートル程度を超えるものとする。
- ③大型ダンプトラック（10t車）で砂質土の搬入ができること。
- ④法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了或いは近々に手続き完了見込であること。

3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間 平成29年3月1日（水）～平成29年3月31日（金）

(2) 必要書類 次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ①建設発生土受入申込書（別添の用紙）
- ②土地所有者の同意書（土地賃借者の場合）
- ③埋立等の許可証の写し
- ④埋立位置を示した地図及び運搬経路

4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は平成29年4月頃に応募者へ通知致します。

5. その他留意事項

- ①建設発生土の搬入（運搬）は、大隅河川国道事務所が行います。（無料）
- ②候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ③搬入予定時期は、平成29年4月から平成30年度を予定していますが、事業の進捗状況により変更になる可能性があります。
- ④搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、応募者において行ってください。
- ⑤搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への事前周知などの対応は、応募者にて確実に実施して下さい。
- ⑥建設発生土搬入完了後の管理については、応募者の責任において行って頂きます。
- ⑦搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- ⑧不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- ⑨処分費が必要な場合は、別添の建設発生土受入申込書に、土砂区分毎、消費税有無を記入下さい。

6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所

〒893-1207 肝属郡肝付町新富1013-1

TEL 0994-65-2990

FAX 0994-65-9630

担当 工務第一課 さかもと とやま ほりた 坂本、外山、堀田

申込日 平成 年 月 日

建設発生土受入申込書

国土交通省 九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 あて

郵便番号
住 所
氏 名

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

記

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
処 分 費	無料 ・ 有料 (円/立方メートル)
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

○連絡先

所属名称: _____

担当者氏名: _____

電話番号: _____ (内線)

申込日 平成29年〇〇月〇〇日

建設発生土受入申込書

国土交通省 九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 あて

法事の場合は、会社名、代表者名等の記入をお願いします。
個人、法人の場合、いずれの場合も押印を忘れずにお願いします。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇市・町〇〇〇-〇〇〇
氏 名 株〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

記

事業名称は、法人の場合、工事名や事業名などを記入ください。個人の場合は、分かりやすい名称を記載頂くか、「一」標記でも結構です。

〇許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	〇〇地区造成工事、〇〇土地区画整理事業 など
法令等の名称	都市計画法、農地法 など
許可等の時期及び許可等の番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇第〇〇号
許可等の区域の位置	鹿児島県〇〇市・町〇〇〇
許可等の区域の面積	〇〇〇平方メートル
土砂埋立行為を行う土地の面積	〇〇〇平方メートル
搬入する土砂の総数量	〇〇〇立方メートル
処分費	無料・ 有料 (〇〇〇円/立方メートル) 税込み
工事予定時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

法令等の名称については、埋立事業に関する許可を受けている法令を記載下さい。

許可等の時期及び許可番号については、取得済みの場合は記入下さい。今後許可予定の場合は、許可予定時期「平成〇年〇月〇日頃」などの記入をお願いします。

工事予定時期については、日付まで未定の場合は、「平成〇年〇月」までの記載で結構です。

〇連絡先

所属名称: 株〇〇〇〇 〇〇〇課 〇〇〇係
担当者氏名: 〇〇 〇〇
電話番号: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇〇

大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長を「甲」、〇〇〇〇を「乙」として覚書を締結する。

- 第1条** 甲は、乙に対して建設発生土の搬入(〇〇市・町〇〇)を行うものとする。
ただし、他の公共事業(以下「公共事業」という)で必要となった場合、公共事業への搬入を優先するものとする。
- 第2条** 甲は、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、又は、他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできない。
- 第3条** 乙は、建設発生土搬入に対し法律、法令等の問題がないことの確認を行うものとし、搬入土の土質的条件及び搬入土に関するその他条件を指定しないものとする。
- 第4条** 建設発生土搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議のうえ整備するものとする。その際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。
また、甲は土砂の搬入状況等について、乙に対し立ち会いを求めることが出来るものとする。
- 第5条** 乙は、発生土搬入までに支障となる物件等の移設解体及び、必要に応じて立木の伐採、抜根、除草を行うものとし、それらの処分は県指定の処理施設において行うものとする。
- 第6条** 建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面整形及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。
- 第7条** 建設発生土の運搬は甲が行うものとする。なお、積み卸しのための敷き均しは甲の負担で実施するものとする。
- 第8条** 乙は、建設発生土搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。
- 第9条** 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。
- 第10条** 乙は、甲による建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに別紙確認書を甲に提出するものとする。なお、受入地の管理については、工事期間終了後は乙が行うものとする。
- (雑則) この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。
- (附則) この覚書は、平成 年 月 日から実施する。
この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成29年 月 日

(甲) 国土交通省 九州地方整備局
大隅河川国道事務所長

(乙) 〇〇 〇〇

【参考資料】

別紙

確 認 書

平成〇〇年〇月〇日付『大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書』第10条に基づき当方所有の土地（鹿児島県〇〇市・町〇〇番地〇〇）への建設発生土の搬入については、完了したことを確認致しました。

なお、今後は、搬入された建設発生土の維持管理及び隣接土地所有者等との調整については、当方で責任をもって対処致します。

平成〇〇年〇月〇日

住所 〇〇市・町〇〇〇

氏名 (株)〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印